

平成26年4月

お客様各位

**SATYAM COMP-ADR【A4429】**  
**(Satyam Computer Services Ltd.)**  
**集団訴訟和解金のお取扱いについて**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、Satyam Computer Services Ltd.にかかる集団訴訟の和解が成立し、このたび和解金が支払われました。条件に該当するお客様には下記の通り和解金が支払われますのでご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 訴訟の内容

インド上場の Satyam Computer Services Ltd.株主（大和コード無し）、及び SATYAM COMP-ADR 株主より、Satyam Computer Services Ltd.等に対し、以下の集団訴訟がニューヨーク州南部地区裁判所にて提起されました。

1) 訴えの内容

平成16年1月6日から平成21年1月6日の期間に Satyam Computer Services Ltd.株式、及び SATYAM COMP-ADR 株式を買付し損失を被った投資家の損失の賠償請求。

2) 訴えの理由

Satyam Computer Services Ltd.は平成16年1月6日から平成21年1月6日の期間に、同社の業績について不適切な情報開示を行いました。このため、平成16年1月6日から平成21年1月6日の期間に同社株式を取得し損失を被った投資家の損失の賠償を求めて集団訴訟が提起されました。

2. 当該和解の内容

Satyam Computer Services Ltd.等が和解原資を支払い、今回の訴訟にかかる法廷費用及び和解にかかる事務費用等を控除し、残りを和解金受取条件に適合する各投資家に配分することで和解が成立しました。

3. 本件についてのお取り扱い

弊社に分配された和解金を和解内容に従って按分した後、円貨にてお客様の口座へ入金します。  
(円転レート=101.62 円/米ドル (4/28 TTM-50 銭))

お客様口座への入金日は平成26年5月2日となります。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。

本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社